

一般財団法人 えひめ西条つながり基金

分野指定助成プログラム

「西条市内在住の外国人に関する調査」

報告書

令和5年6月30日

特定非営利活動法人
西条市国際交流協会

目次

第1章 序章	1
第2章 現在の在留資格と今後の変更について	2～10
第3章 西条市在住の外国人の実態について	11～14
～国籍、在留資格別人口～	
第4章 アンケート調査による市内在住外国人の生活の実態について	15～27
第5章 外国人へのサービスへの実態と問題点について	28～29

資料

- ・表1（就労資格）
- ・アンケート集計簿
- ・西条市日本語教室一覧
- ・西条市国際交流協会 「外国人相談窓口」 チラシ

第1章 序章

1. 調査の意義と目的

現在、西条市には年度により増減はあるが、約 1,500 人の外国人が生活している。彼らの雇用形態、世帯の状況、国籍等を把握し、生活実態を把握することは次の項目について成果が期待される。

1. **社会課題の把握**：外国人の実態調査は、外国人労働者や移住者など、外国人が抱える様々な社会的課題を把握する手段となる。これにより、外国人が直面する困難やニーズを理解し、適切な対策を講じることができる。
2. **西条市の政策立案の参考**：外国人の実態調査は、外国人に対する政策の立案に重要な情報となる。外国人の就労状況、生活状況、意識調査などを行うことで、外国人に対する適切なサポートや制度改善の必要性を把握し、より効果的な政策を構築することができる。
3. **適切なサービスの提供**：外国人の実態調査は、企業や公的機関などが外国人に対して提供するサービスの質を向上させるための情報提供に役立ち、外国人のニーズや要望を理解することで、より適切なサービスの提供が可能となる。

このように、外国人の基礎的実態を整理や聞き取り調査は、多様な社会において共生と相互理解を促進し、適切な政策やサービスの提供を行うために重要な手段となりうる。将来的な外国人関連の様々な問題解決の基礎資料とすることを目的とした。

2. 調査方法

1. 外国人へのアンケート調査

アンケート調査は対象者の5%以上（75名以上）の回答が必要とされる。本調査では100名以上の回答を目指した。

2. 外国人の国籍、在留資格の変遷

西条市へ情報提供を求めた。

3. 監理団体等への聞き取り調査

市内および近郊の管理団体、外国人技能実習機構へ聞き取りを行い、技能実習生や特定技能の就労者に関する問題の掘り起こしを行った。

第2章 在留資格と今年度の変更について

2-1 現在の在留資格について

日本における現在の在留資格は表1のとおりである。

この中で、西条在住の外国人の在留資格の技能実習と特定技能については別途解説する。

2-2 技能実習制度について

技能実習制度とは

1993年に創設された技能実習制度を利用して日本に在留する外国人のことを、「技能実習生」と呼ぶ。

技能実習制度の目的は「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」）第一条により、「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とする」と定められており、本来は海外への技能移転を目的で、労働力として雇用するための制度ではないが、日本における少子化や3K等による労働力不足を補う目的で、2015年頃から急激に数を増やし、コロナ禍は新規入国ができずに数を減らしたが、現在も日本で多くの技能実習生が実習を行っている。

最長5年しか日本に在留できない

「技能移転」が目的であれば長く日本に留まる必要性はないので、技能実習生は最長5年で本国へ帰る必要がある。つまり、技能実習は「永住」の取得ができない在留資格なのである。

ただ、コロナ禍で技能実習終了後も帰国できない技能実習生に対し特例措置があったため、5年以上いる技能実習生もいる。

受入人数の推移 2015年に急激に増加

2021年（令和3年）末の技能実習生の数は、276,123人である。2019年（令和元年）の41万人をピークに以後2年は減少しているのは、新型コロナが大きな要因となっている。新型コロナの影響で一時減少したが、その後回復している。この傾向は西条市でも同様である（図1）。

2015年（平成27年）に急激に増加したのは2013年に、2020年の東京オリンピックが決まり、関連施設整備が急務にもかかわらず、建設業界の高齢化および人手不足が原因だったためと考えられる。同じころ、建設業に限りオリンピックまでの時限措置で「特定活動」ができた。

「技能実習」から「特定技能」への移行が可能に

技能実習2号または3号を良好に修了することを条件に、技能実習から特定技能1号に移行が可能である。

技能実習から特定技能への移行の条件は、以下の2点である。

- 技能実習2号を良好に修了していること
- 技能実習の職種・作業内容と、特定技能1号の業務に関連性が認められること

メリットは、慣れたところに帰国しなけりばならなかつた技能実習生に引き続き日本で働いてもら

えること、人数制限がなくなること（介護・建設除く）である。

特定技能とは？技能実習との違い

特定技能と技能実習制度の違いは4つ。

1. 技能実習生は最長5年働けるのに対して、特定技能1号はさらに5年

特定技能1号で5年、2号では永年働くことが可能である。現在特定技能2号は建設、造船の2分野のみであるが、今年度、政府が介護を除く他分野（9分野）も2号の創設が決定し、2号の試験は2023年秋ごろから施行され予定である。

2. 技能実習は需給調整の手段として使われないが、特定技能は需給調整手段として使われる

したがって、特定技能の受け入れ人数は5年間で34万人という上限がある。

3. 技能実習は転職不可。特定技能は転職可能

特定技能は転職可能なので、技能実習時とは別の企業で受け入れることも可能である。

→特定技能の外国人は居住が便利な都会に集中する可能性がある。

4. 異なる基本理念が定められている

技能実習法第三条では「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」という基本理念も定められている。

一方、特定技能の基本方針は「深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築する」と、技能実習制度の真逆をいくものである。

技能実習から特定技能への移行はできるが、この法律上の大きな違いのために、業種や仕事内容はほぼ同じなのに、異なる制度、仕組みとなり複雑化の原因となっている。

技能実習生の在留資格

5年の在留期間のうち、1年目を1号、2・3年目を2号、4・5年目を3号という。

各号に移行する前の1年目、3年目にテストがあり、合格した場合のみ次の段階に進める。ちなみに3号は、優良な一般監理団体^{*1}のみに認められている。

監理団体とは、日本で技能実習生を受け入れて各企業に配属する団体のことである。技能実習生に日本語教育をしたり、技能実習が適法に行われているか企業を定期監査したりする役割がある。

監理団体には「一般」と「特定」の2種類があり、通常「特定」のほうが優良に思えるが、技能実習制度では「一般」管理団体のほうが優良である。

実習期間が3年だと仕事に慣れたところに帰国になり、実習期間が5年と長く設定できることは一般監理団体の大きなメリットである。

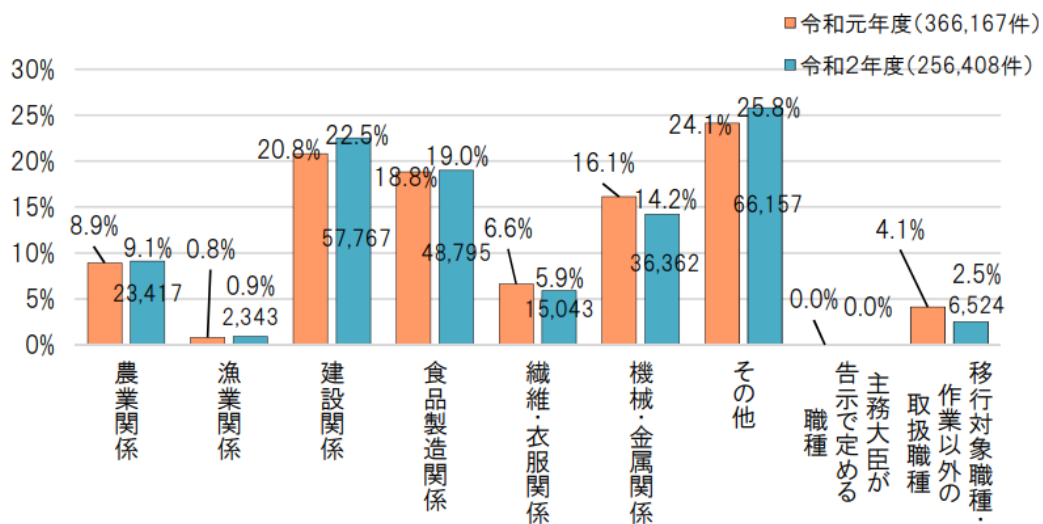
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
在留資格	技能実習1号	技能実習2号		技能実習3号	
実習機関	特定監理団体は3年			一般監理団体は5年	

技能実習の要件

技能実習の主な要件は以下のとおりである。

- 同一の作業の反復のみによって修得等できる技能ではないこと
- 技能実習生の本国において修得等が困難な技能を習得すること
- 18歳以上で、帰国後に本国への技能等の移転に努めること
- 技能実習職種と同種の業務に従事した経験等を有すること

職種別「計画認定件数(構成比)」



技能実習の対象職種・業種

2022年4月時点で85職種158作業がある。年々追加されていて、最近では外国人のインバウンド需要に対応するために「宿泊」が増えた。「そう菜製造」、「介護」「自動車整備」も比較的新しい職種である。

企業が技能実習生を受け入れるには

企業は、受け入れようとする技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、技能実習機構から認定を受ける必要がある。

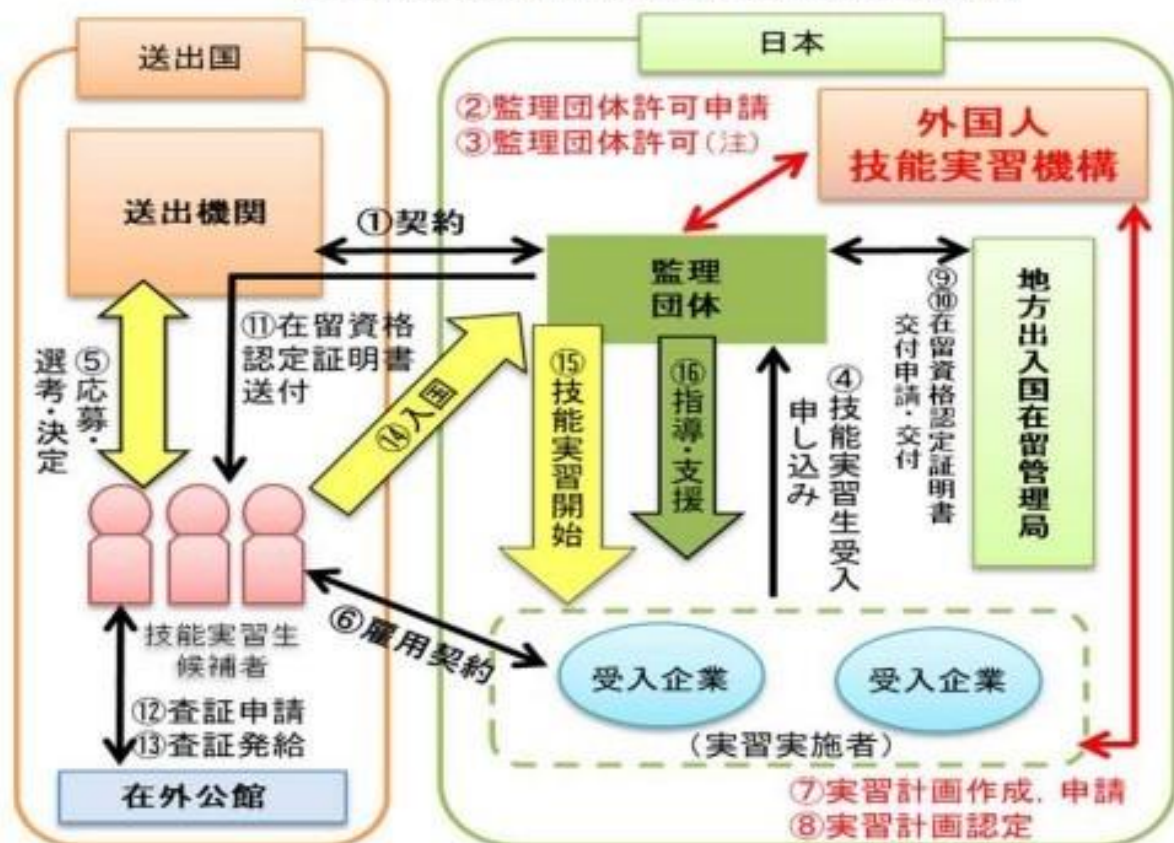
また、技能実習生の待遇や受け入れられる人数などの基準に適合すること、労働法令、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法の順守も必須である。

受け入れまでの流れ

団体監理型の大まかな流れは以下のようなようになる（番号は下記の図に対応）。

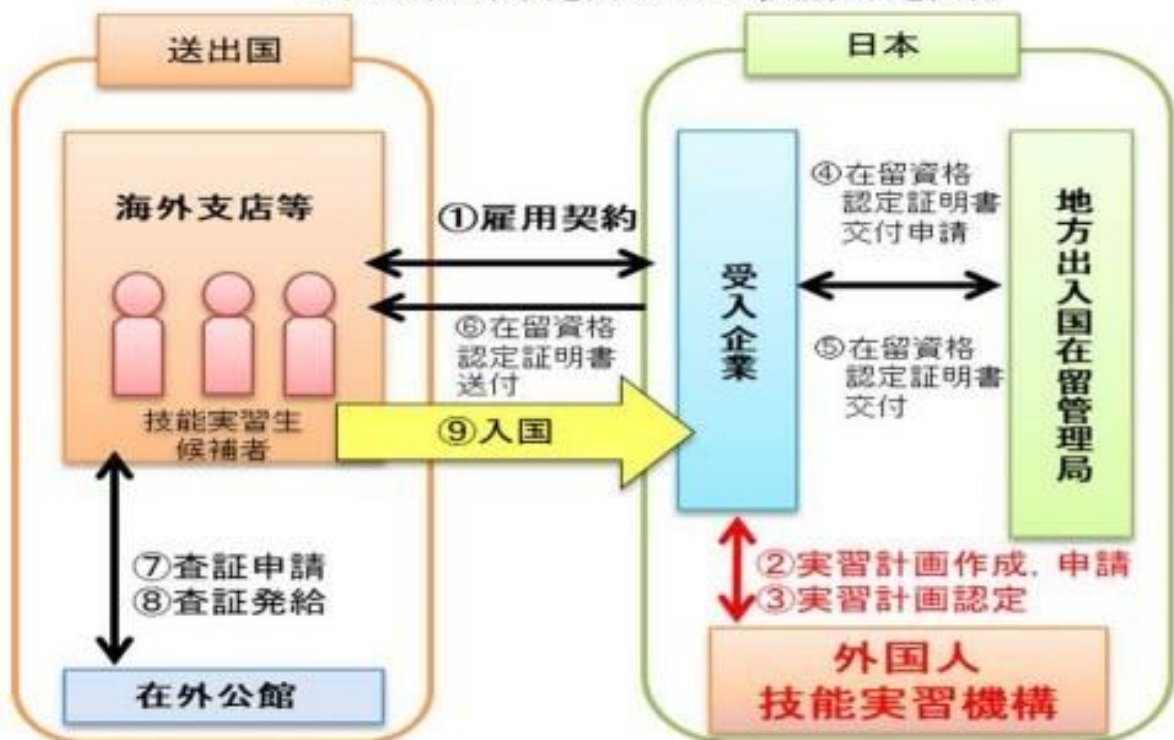
1. 企業は監理団体に技能実習生の人数等を申込む（図の④）
2. 送出機関による応募・選考を経て技能実習生と雇用契約（図の⑥）
3. 企業は外国人技能実習機構に実習計画認定の申請（図の⑦）
4. 企業は実習計画認定後、出入国在留管理庁に在留資格の申請（図の⑨）

【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



注: 外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



企業単独型は、送出機関と監理団体がすることを自社で行うことになる。

監理団体とその役割とは

監理団体は、技能実習の適正な実施や技能実習生の保護について企業をサポートする。主な3つのサポート内容は下記3項目である。

1. 送出機関との連絡や技能実習計画作成の支援
2. 認定された技能実習計画に従って適切に技能実習を行わせていることの確認。関係法令に違反していないことについて3ヶ月に一回、企業の定期監査を行う
3. 技能実習生の相談に応じる

2-3 特定技能2号の対象分野の追加について（令和5年6月9日閣議決定）

○ 特定技能2号の対象分野の追加について

政府は特定技能2号の対象分野を現在の2分野から介護分野を除く、すべての分野に開放する。

熟練した技能を要する特定技能2号については、特定技能1号の12の特定産業分野のうち、建設分野及び造船・船用工業分野の溶接区分のみが対象となっていたが、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業の9分野と、造船・船用工業分野のうち溶接区分以外の業務区分全てを新たに特定技能2号の対象とすることとした。

これにより、特定技能1号の12の特定産業分野のうち、介護分野以外（注1）の全ての特定産業分野において、特定技能2号の受入れが可能となる（注2）。

（注1）介護分野については、現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、特定技能2号の対象分野とはしていない。

（注2）本取扱は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野を定める省令（平成31年3月15日法務省令第六号）等を改正し、その施行をもって開始する。開始時期は現在未定。

○ 特定技能2号の外国人が従事する業務及び技能水準について

特定技能2号の外国人には、熟練した技能が求められる。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。

当該技能水準を満たしているかどうかは、試験（注3）と実務経験で確認する。

従事する業務及び試験並びに実務経験の詳細は、分野別運用方針及び分野別運用要領に記載されている。

（注3）特定技能2号の技能水準を測る試験については、既存の試験のほか、各分野で新たに設けられる試験がある。後者については、における法務省令等の施行後、それぞれの分野を所管する省庁において試験実施要領を定め、随時開始する予定。

2-4 特定技能2号の対象分野の影響

2号は配偶者と子どもの帯同が認められ、条件を満たせば永住もできる。いずれも試験などで技能水準を確認する。今年3月末時点で1号は約15万人で、2号は11人しかいない。

今後、現在1号の外国人が2号に移行し、永住権を持つことになる。配偶者、子どもを本国から呼び寄せることになる事例が増加するものと考えられる。政府は制度を作るだけであるが、外国人と接するのは、地元の住民である。配偶者や子どもの言葉の問題がまず浮上するであろう。

追加する9分野は、現在1号のみ受け入れており、2号として雇用を続けたいとの要望が各産業分野から寄せられた。制度創設時は永住も可能となる2号を幅広い分野で受け入れることに慎重な意見が多く、対象は2分野にとどまっていた。1号を受け入れる介護は、国家資格を持つ外国人の在留資格がすでにあるため、2号には加えない。

技能実習・特定技能両制度の見直しを議論する政府の有識者会議は今年4月、技能実習を廃止し「人材確保・育成」を目的とする新制度を創設するとの中間報告を公表した。新制度は特定技能と職種をそろえ、円滑な移行を促すとしている。

今後、現在1号の外国人が2号に移行し、永住権を持つことになる。配偶者、子どもを本国から呼び寄せることになる事例が増加するものと考えられる。政府は制度を作るだけであるが、外国人と接するのは、地元の住民である。配偶者や子どもの言葉の問題がまず浮上するであろう。

参考資料 (R5.6.10 愛媛新聞朝刊)

熟練外国人材
11分野に拡大
「特定技能2号」政府決定

特定技能の対象分野	1号・2号(2分野)	1号のみ(10分野)
建設	建設	ビルクリーニング
造船・船用工業	造船・船用工業	製造業 (産業機械など)
		自動車整備
		航空
		宿泊
		農業
		漁業
		飲食品製造業
		外食業
介護	介護	

※2号は在留資格「介護」で対応

政府は9日、熟練外国人労働者として永住可能な在留資格「特定技能2号」の受け入れを促進するため、対象を現在の2分野から11分野に拡大する運用方針を閣議決定した。建設と造船・船用工業に、農業や漁業、宿泊など9分野を追加する。労働力確保のため、経済界が対象拡大を求めていた。

(5面に関連記事)
パブリックコメント(意見公募)を経て法務省令などを改正し、秋ごろから2

号の資格取得に必要な分野別試験を始める方針。国際的な人材獲得競争は激化しており、賃金アップなどの待遇向上や、支援態勢整備が急務となる。

岸田文雄首相は9日の関係閣僚会議で「人材の円滑な受け入れを促進することが重要だ。深刻化する人手不足への対応として、対象分野を拡大すること述べた。

特定技能制度は、人手不足が進む中、即戦力の外国人労働者を受け入れる目的で2019年に開始。12分

野を対象に最長5年働ける1号と、熟練技能を要する2号がある。2号は配偶者と子どもの帯同が認められ、条件を満たせば永住もできる。いずれも試験などで技能水準を確認する。今年3月末時点で1号は約15万人、2号は11人。

追加する9分野は現在1号のみ受け入れており、2号として雇用を続けたいとの要望が各産業分野から寄せられた。制度創設時は永住も可能となる2号を幅広い分野で受け入れることに

慎重な意見が多く、対象は2分野にとどまっていた。1号を受け入れる介護は、国家資格を持つ外国人の在留資格がすでにあるため、2号には加えない。

技能実習・特定技能両制度の見直しを議論する政府の有識者会議は今年4月、技能実習を廃止し「人材確保・育成」を目的とする新制度を創設するとの中間報告を公表した。新制度は特定技能と職種をそろえ、円滑な移行を促すとしてい

日本出稼ぎ 陰る人気

「特定技能2号」対象拡大へ

人材獲得競争激化 伸びる台湾・韓国



「外国人が長く働くために大切なのは家族のサポートだ」。中国・江蘇省出身の翁飛さん(36)は昨年4月、建設分野の「2号」の資格を全国で初めて取得した。2号では家族帯同が認

永住権取得が可能な「特定技能2号」の対象分野の大幅拡大が9日、閣議決定された。政府有識者会議はこれに先立ち、技能実習制度を廃止し「人材確保」を目的に加えた新制度創設を提案。深刻な人手不足の中、外国人労働者獲得を本格化させる。しかし円安も相まって日本の魅力は薄れている。外国人材の一大供給国ベトナムでは台湾や韓国を遥ぐ人も多く、国際的な競争は激しい。

(1面参照)

められ、母国から妻を呼び寄せることができた。岐阜県各務原市の建設会社に勤め、現在は日本人も外国人も働く職場のリーダーだ。「1号」の時と比べ給料も増え、「この会社で長く働きたい」と話す。勤務先の社長加納岳人さん(51)は「現場責任者を任せられるくらい信頼している」と目を細める。

1号は一定の専門性が必要で、2号はより熟練した技能が求められる。技能実習生から1号に移ることが多く、翁さんも同様だった。政府は2号の対象拡大で1号からの移行が進むと見込



2日、ハノイ市内の技能実習生送り出し機関で日本語を学ぶベトナム人ら(提供写真・共同)

む。ただ加納さんは「月1回は食事をして不安や困りごとながら相談に乗る。手間と根気がいる」と実情を語る。資格取得をサポートしたり、翁さんの家族を日本語教室に送り出したりしている。外国人労働者受け入れは簡単には進まない。

1号資格の在留外国人は昨年末時点で約13万人。最多はベトナム人の約7万7千人だった。だがベトナムにある送り出し機関の日本人男性は危機感を隠さないう。日本が圧倒していた時代は終わった。このままでは置いてけぼりになる。出稼ぎ先として日本の人気には陰りが見える。プー・ティ・ハインさん(34)

は、日本で技能実習生になることも検討したが、韓国を選んだ。日本の暮らしはさすがにいいイメージがあった。工場で約5年働き、昨年帰国。韓国では各地に支援機関があり、韓国語の教育も無料だ。ハインさんは「しっかり稼げて満足」と笑顔で振り返った。

ベトナムでは台湾も人気が高い。今年1~3月に渡航したベトナム人労働者は1万8千人を超え、日本を上回った。

別の送り出し機関幹部は「8千円(約110万円)ほど渡航にかかるが、手続き期間が短い」と説明する。日本は特定技能1号の取得に際し、日本語検定4級の合格が必要。一方、台湾では語学要件や技能試験はなく、最長12年間の就労が可能だ。

台湾は1992年から東南アジアの出稼ぎ労働者を受け入れてきた。総人口約2330万人に対し約73万人(今年4月)に上る。専門家は「外国人労働者を増やさないと、台湾社会は破綻する」と指摘し、政府は可能な就労分野を拡大させている。

第3章 西条市在住の外国人の実態について

～国籍、在留資格別人口～

3-1 国籍別人口について

令和5年5月末時点での外国人の国籍別人口を表2にまとめた（資料提供：西条市観光振興課国際交流係）。また、主要国の人口の推移を表3と図1に示した。

過去から現在まで、多いのは中国である。鉄工団地や鋳物団地、さらに造船関係の会社が受け入れてきた。次に多いのが、ベトナムであり、今年度、最新の集計では遂にベトナムの方が多くなった。次にフィリピン、インドネシアの順である。

なお、この国籍別推移には国の所得の状況が反映されており、技能実習生にとって、円安や海外賃金の上昇を受けて、今後も変動していくものと考えられる。現在、最多のベトナムから、技能実習生の応募が減っているとの聞き取り調査結果もある。

表2 国籍別年齢別男女別人員調査

令和5年5月末

国籍	16歳以上			16歳未満			合計			世帯数
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
オーストラリア	2	0	2			0	2	0	2	1
オーストリア	1	0	1			0	1	0	1	1
ブラジル	34	6	40		2	2	34	8	42	35
ミャンマー	11	38	49			0	11	38	49	48
バングラデシュ	3	1	4	1		1	4	1	5	3
カンボジア	11	6	17			0	11	6	17	17
カナダ	0	2	2			0	0	2	2	0
スリランカ	3	1	4			0	3	1	4	3
中国	345	90	435	6	7	13	351	97	448	382
台湾	5	6	11			0	5	6	11	7
ドミニカ共和国	1	0	1			0	1	0	1	1
フランス	1	0	1			0	1	0	1	1
ハンガリー	1	0	1			0	1	0	1	1
インド	2	0	2			0	2	0	2	2
インドネシア	62	48	110	2	4	6	64	52	116	98
イラン	1	0	1			0	1	0	1	0
イタリア	1	0	1			0	1	0	1	0
朝鮮	3	2	5			0	3	2	5	2
韓国	25	18	43	1		1	26	18	44	35
モンゴル	1	0	1			0	1	0	1	1
ネパール	8	8	16			0	8	8	16	14
ニュージーランド	1	2	3			0	1	2	3	3
ペルー	9	8	17	6	4	10	15	12	27	11
フィリピン	176	87	263	2	2	4	178	89	267	246
ロシア	0	1	1			0	0	1	1	0
タイ	1	2	3			0	1	2	3	1
エジプト	1	0	1			0	1	0	1	1
英国	2	0	2			0	2	0	2	2
米国	5	2	7			0	5	2	7	6
ベトナム	289	162	451	2	2	4	291	164	455	436
計	1005	490	1495	20	21	41	1025	511	1536	1358

表3 国籍別人員数の推移（平成17年～令和4年）※各年度末の統計

	中国	ベトナム	フィリピン	韓国	ブラジル	インドネシア	ペルー	その他	計
H17	711	0	30	55	72	73	14	62	1,017
H18	752	1	51	61	130	151	21	60	1,227
H19	727	1	38	54	118	143	19	57	1,157
H20	751	1	68	54	98	46	17	53	1,088
H21	653	1	81	50	90	32	18	50	975
H22	581	1	64	49	68	24	18	44	849
H23	623	3	65	51	56	42	16	46	902
H24	411	7	43	33	43	16	10	30	593
H25	546	50	58	46	29	50	9	50	838
H26	558	89	62	46	39	59	13	47	913
H27	677	121	78	47	50	68	10	61	1,112
H28	754	179	99	87	42	60	16	86	1,323
H29	721	200	112	86	52	60	46	70	1,347
H30	683	288	126	48	52	47	32	80	1,356
R元	719	371	195	49	86	77	38	92	1,627
R2	617	399	180	45	50	82	32	102	1,507
R3	441	342	158	44	40	68	27	92	1,212
R4	426	400	239	44	37	103	26	132	1,407

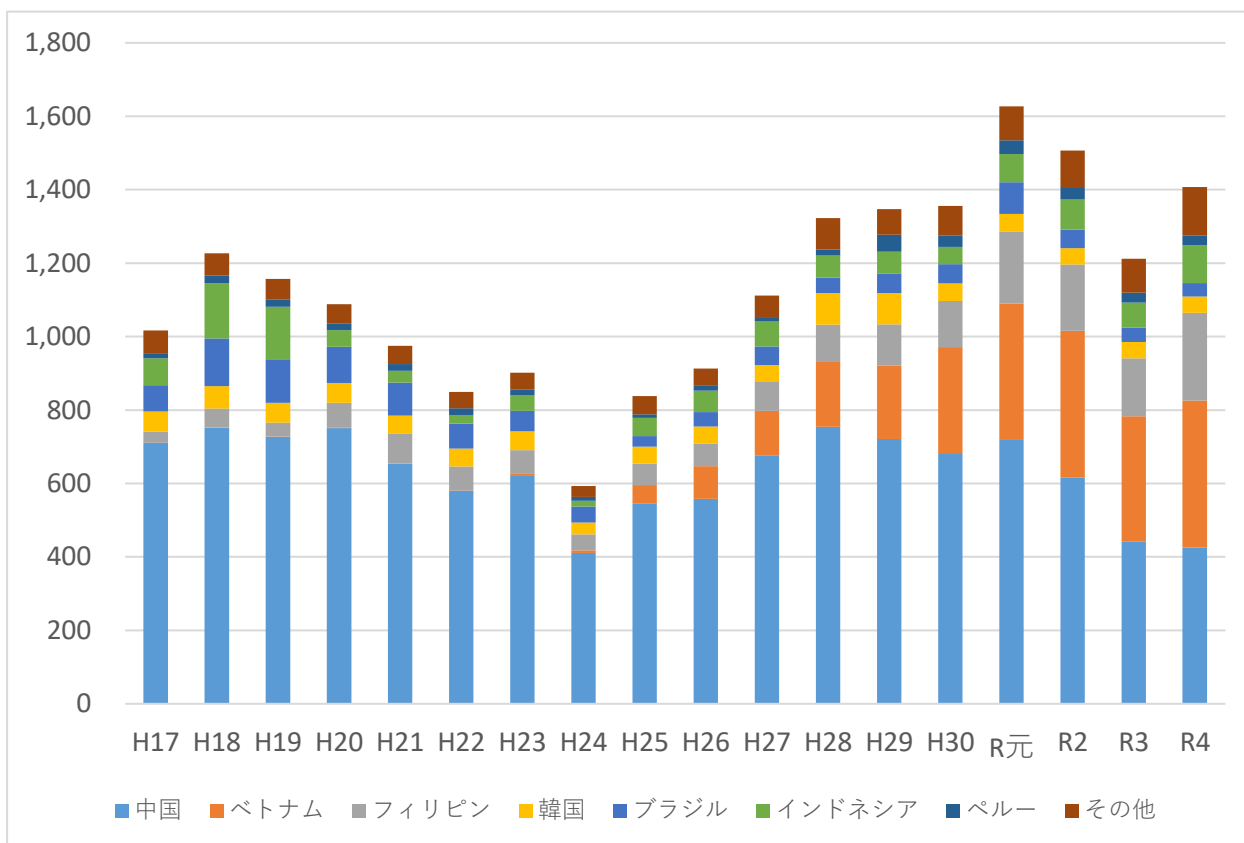


図1 本市における国籍別人員数の推移（平成17年～令和4年）※各年度末の統計

3-2 在留資格別人口について

西条市の在留資格別人口を表4と図2に集計した（資料：西条市観光振興課国際交流係 2023）。コロナ禍の影響を受けて令和元年（2019年）をピークに減少したが、昨年から増加している。また全国状況を表5と図3にまとめた（資料：外務省 2023）。全国と西条市との比較では、西条市は全国に比べて、永住者、留学、家族滞在の比率が少なく、技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務の割合が多くなっている。

表4 在留資格別人員数の推移（H28年からR4年） ※各年度末の統計

	技能実習1～3号（イ・ロ）	特定技能1号	永住者	技術・人文知識・国際業務	特定活動	その他	計
H28	769		148	18	171	217	1,323
H29	700		160	26	232	229	1,347
H30	846		145	29	142	194	1,356
R元	1,051	34	169	51	106	216	1,627
R2	879	71	159	76	154	168	1,507
R3	541	159	158	78	125	151	1,212
R4	577	364	165	108	17	176	1,407

※特定技能は2019年（R元年）に制度確立

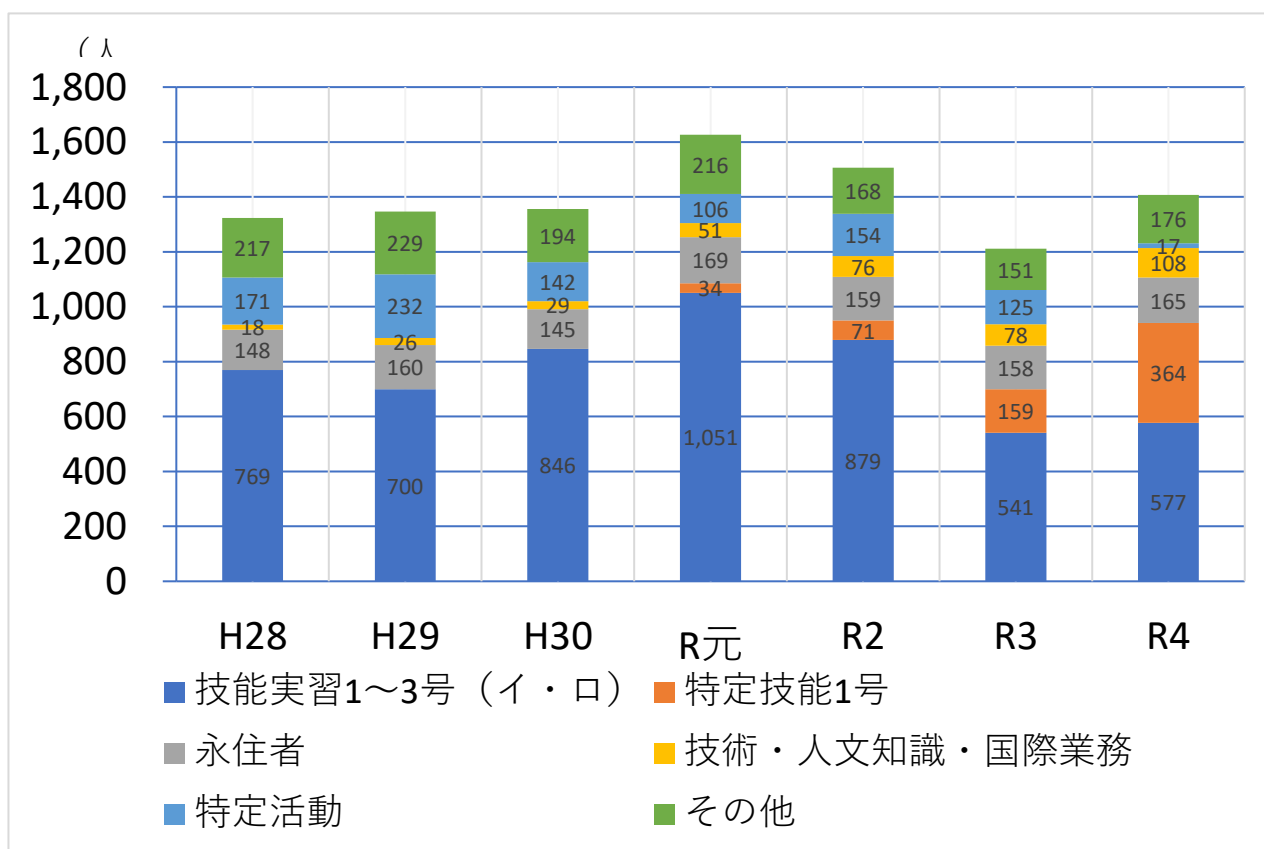


図2 西条市の在留資格別人員数の推移

表5 在留資格別人員数の推移（2012年から2022年） ※各年末の統計

	技能実習1～3号（イ・ロ）	特定技能1号	永住者	技術・人文知識・国際業務	特定活動	その他	計
2012	151,477		624,501	111,994	20,159	1,125,525	2,033,656
2013	155,206		655,315	115,357	22,673	1,117,894	2,066,445
2014	167,626		677,019	122,794	28,001	1,126,391	2,121,831
2015	192,655		700,500	137,706	37,175	1,164,153	2,232,189
2016	228,588		727,111	161,124	47,039	1,218,960	2,382,822
2017	274,233		749,191	189,273	64,776	1,284,375	2,561,848
2018	328,360		771,568	225,724	62,956	1,342,485	2,731,093
2019	410,972	1,621	793,164	271,999	65,187	1,390,194	2,933,137
2020	378,200	15,663	807,517	283,380	103,422	1,298,934	2,887,116
2021	276,123	49,666	831,157	274,742	127,311	1,236,451	2,795,450
2022	324,940	130,915	863,936	311,961	83,380	1,360,081	3,075,213

※特定技能は2019年（R元年）に制度確立

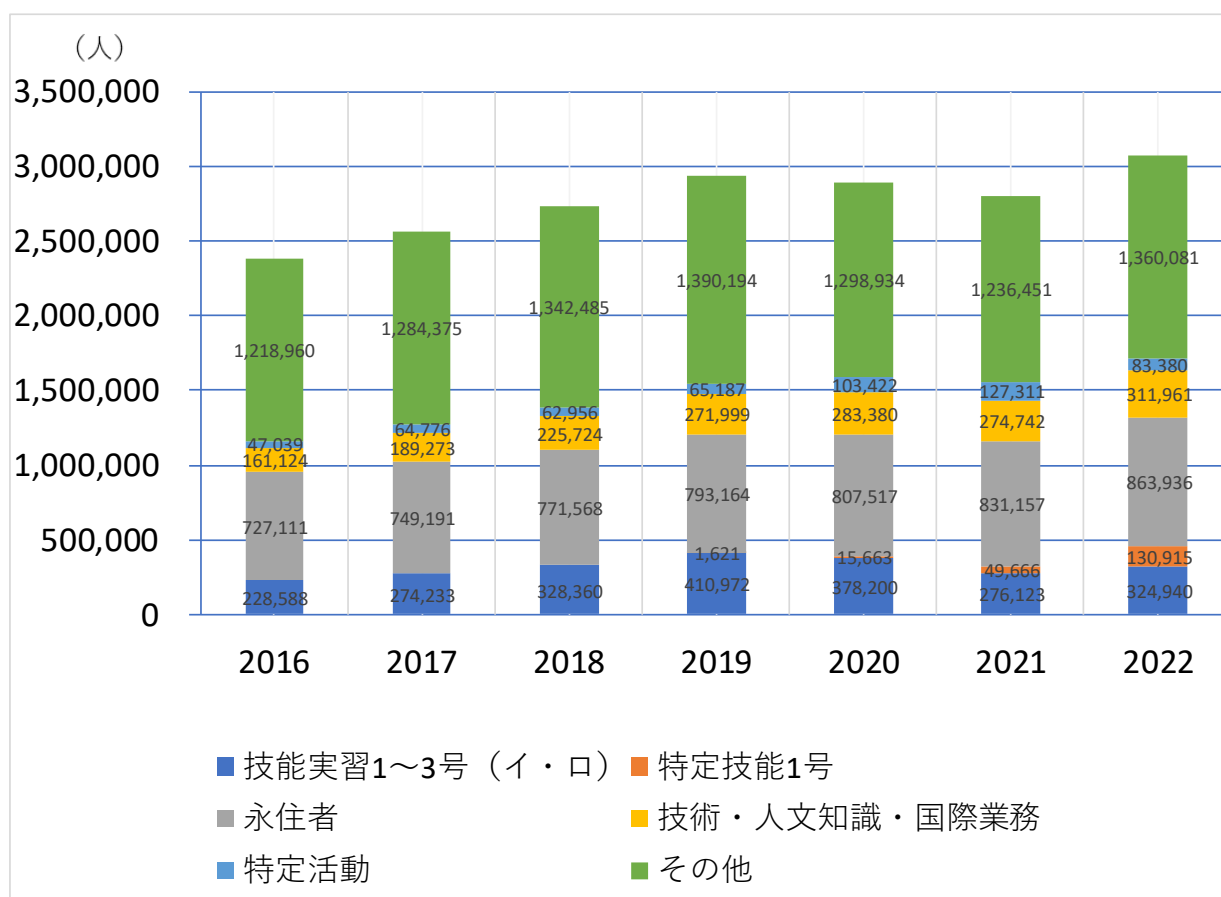
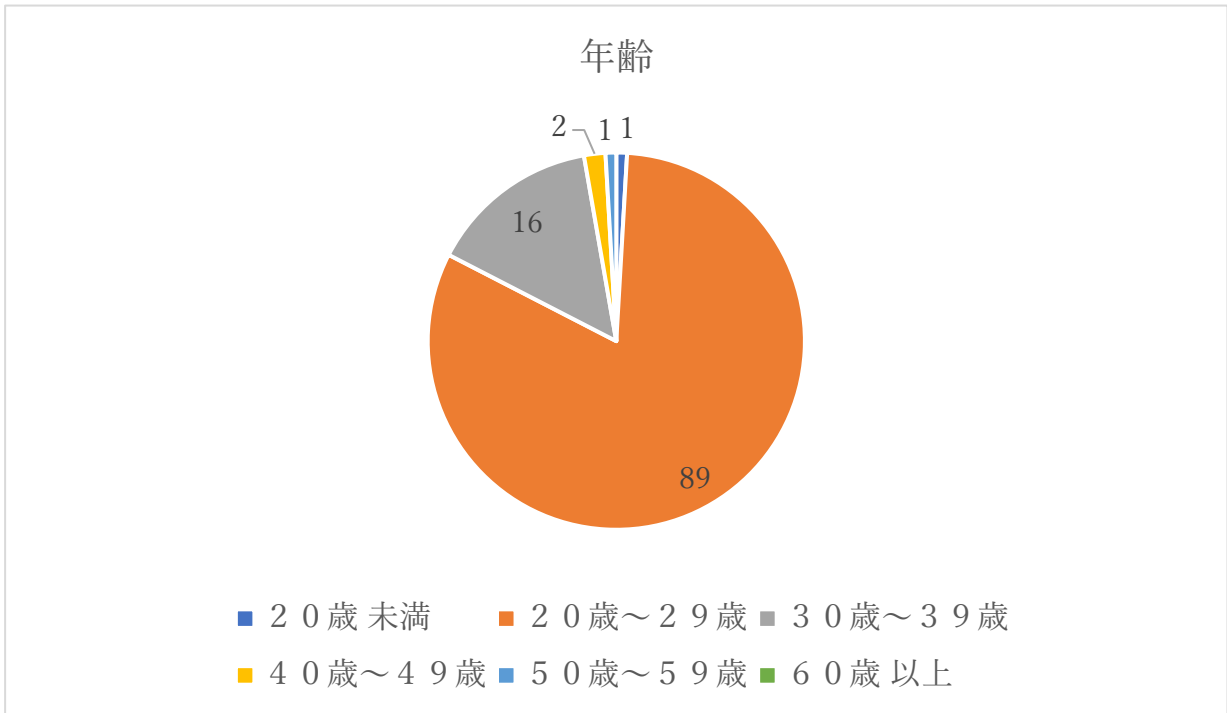


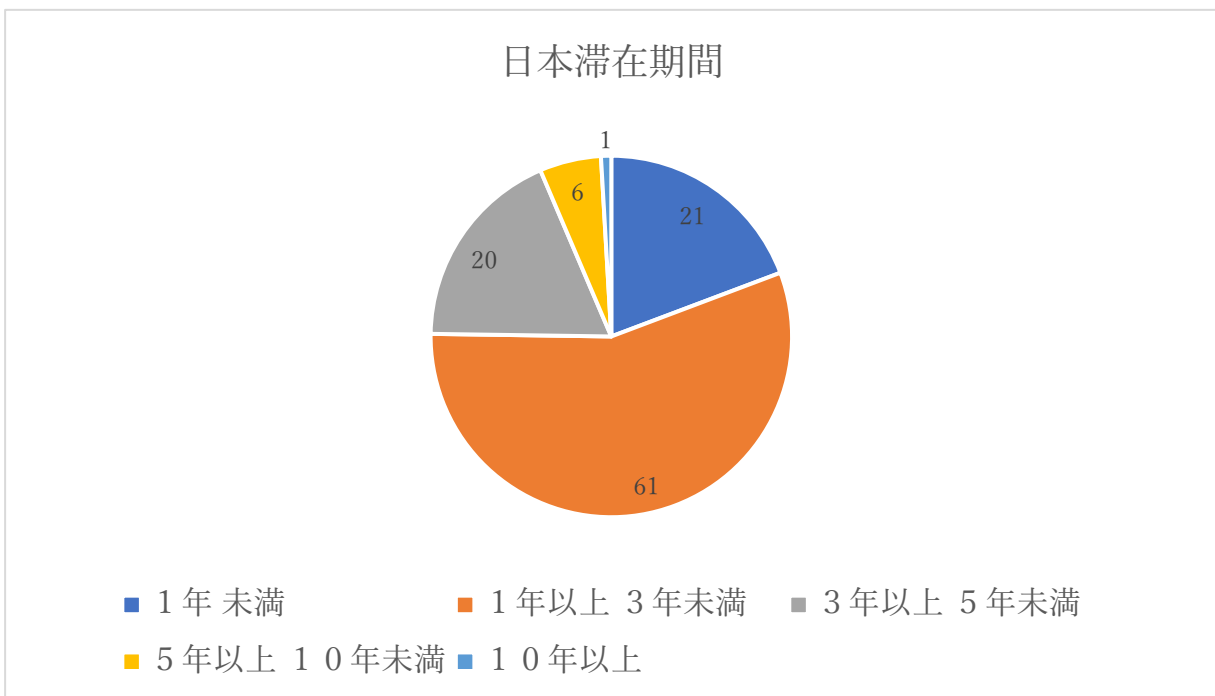
図3 国内の在留資格別人員数の推移

第4章アンケート調査による市内在住外国人の生活の実態について

4-1 下記に項目ごとの結果を示した。
また、章末にアンケートの原簿を添付した。

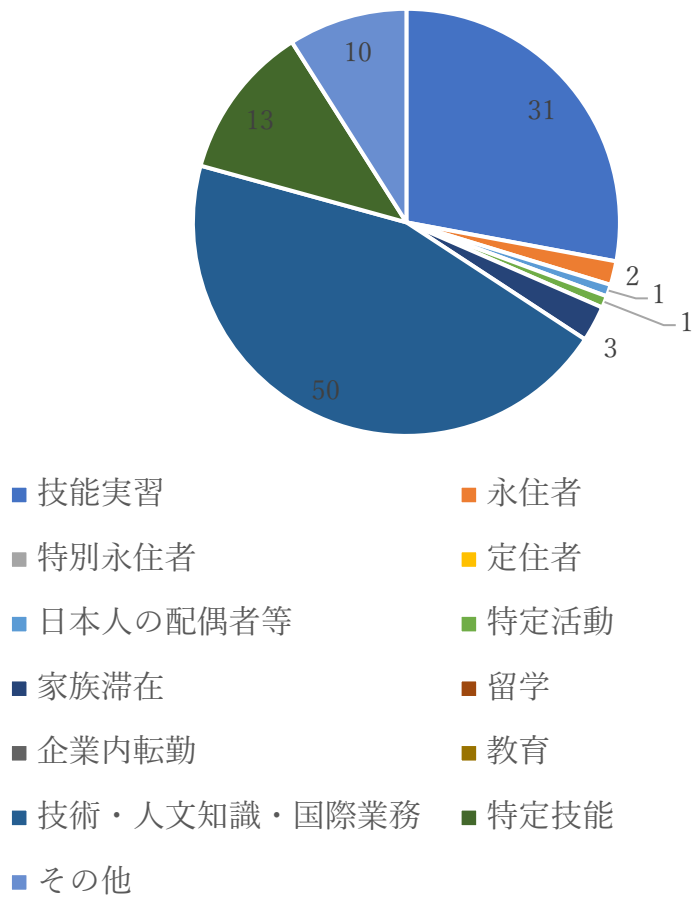


⇒20歳代、30歳代の方がほとんど



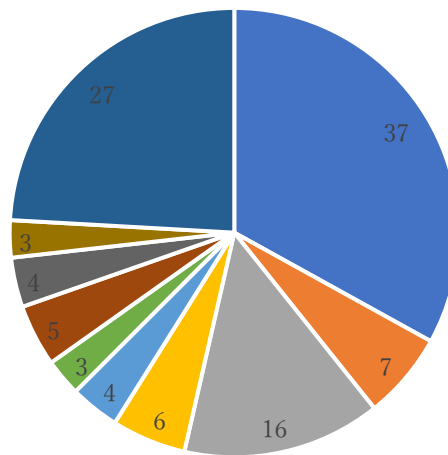
⇒5年未満の方がほとんど

在留資格



⇒この調査では、技能実習、技術・人文知識・国際業務の方が多かった。

普段の生活で困っていることや、不安なこと
(複数回答可)

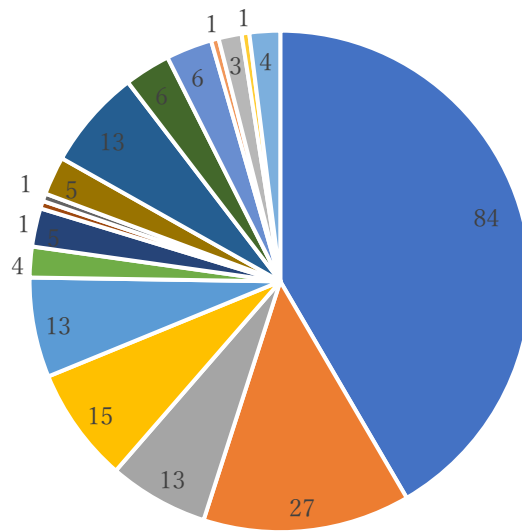


- 言葉に関すること
- 医療のこと
- 習慣・文化の違い
- 仕事(職場)のこと
- 災害・防災のこと
- ごみの出し方など生活にかかわること
- 住居のこと
- 地域社会とのかかわり
- 子育て・教育のこと
- その他
- 特にない

⇒困っていることは、言葉に関することが圧倒的に多い

どのような情報の提供を充実してほしいですか。

(複数回答可)

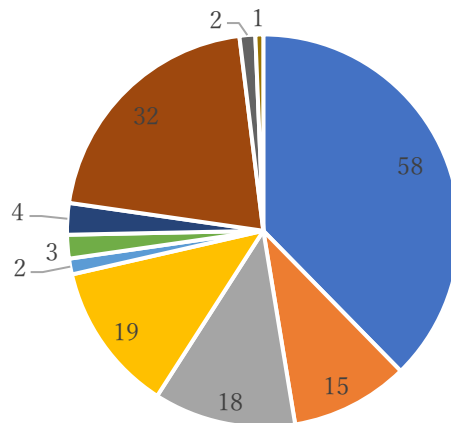


- 外国語で相談できる窓口
- 日本語教室
- 通訳・翻訳のボランティア
- 税金
- 健康保険・年金制度
- ごみ出しなどの生活ルール
- 医療
- 防災
- 出産・子育て・教育
- 住居
- 就職や雇用
- 日本の文化・歴史
- 地域で交流できるイベントや祭り
- 公共施設について
- 公共交通機関
- その他
- 特にない

⇒望まれる情報としては、母国語で相談できる窓口や日本語教室が多い。

日常生活で困った時、どのように解決していますか。

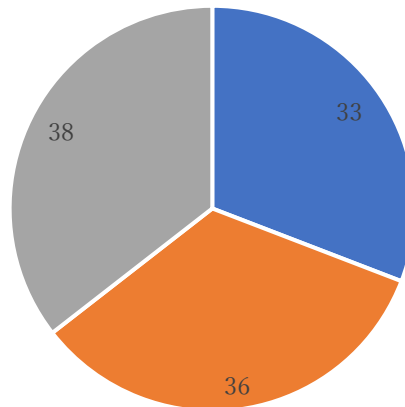
(複数回答可)



- 日本人の友人・知人に相談する
- 日本人以外の友人・知人に相談する
- 家族に相談する
- 職場の同僚や上司、学校の先生などに相談する
- 国際交流協会に相談する
- 市役所に相談する
- 日本語教師、ボランティア団体に相談する
- インターネット・SNSで調べる
- その他
- 解決方法がない

⇒困ったときの相談相手としては、日本人の知人・友人、知人・友人、家族、職場関係者が多い。

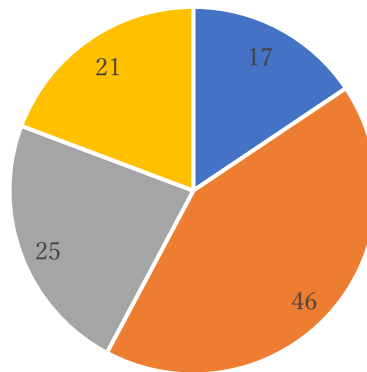
西条市内で日本語以外の言語による情報は
十分だと思いますか。



■ 十分である ■ 不十分である ■ 分からない

⇒スマホの翻訳アプリも普及していますが、まだまだ、多言語対応が必要です。

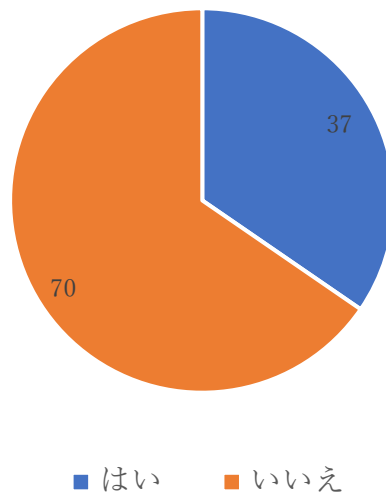
日本人とどの程度お付き合いがありますか。



■ 親しい日本人がいる ■ 時々話をする日本人がいる
■ 挨拶をする程度の日本人がいる ■ 付き合いはない

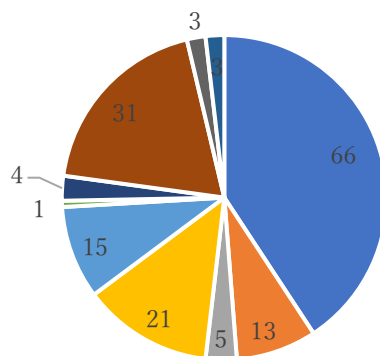
⇒日本人との付き合いは、時々話すか、挨拶する程度の方がほとんどです。

あなたは、日本人でないことにより、
違った扱い（差別など）を感じたことがありますか。



⇒違った扱い(差別など)については、35%の方が感じています。

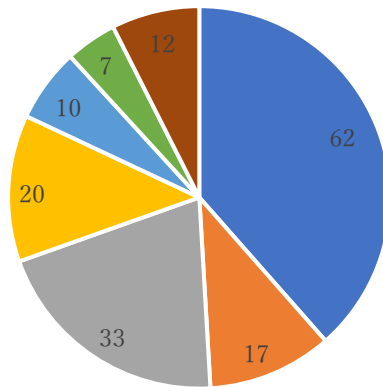
生活に必要な情報を何から得ていますか。
(複数回答可)



- 日本人の友人・知人
- 日本人以外の友人・知人
- 家族
- 職場の同僚や上司、学校の先生など
- 国際交流協会のホームページ、Facebookなど
- 市の広報誌・ホームページ
- 日本語教室、ボランティア団体
- インターネット・SNS
- テレビ・ラジオ・新聞・雑誌
- その他

⇒生活の情報は身近な日本人の次が Web サイトになっています。災害でインターネットが使えなくなったときが問題です。

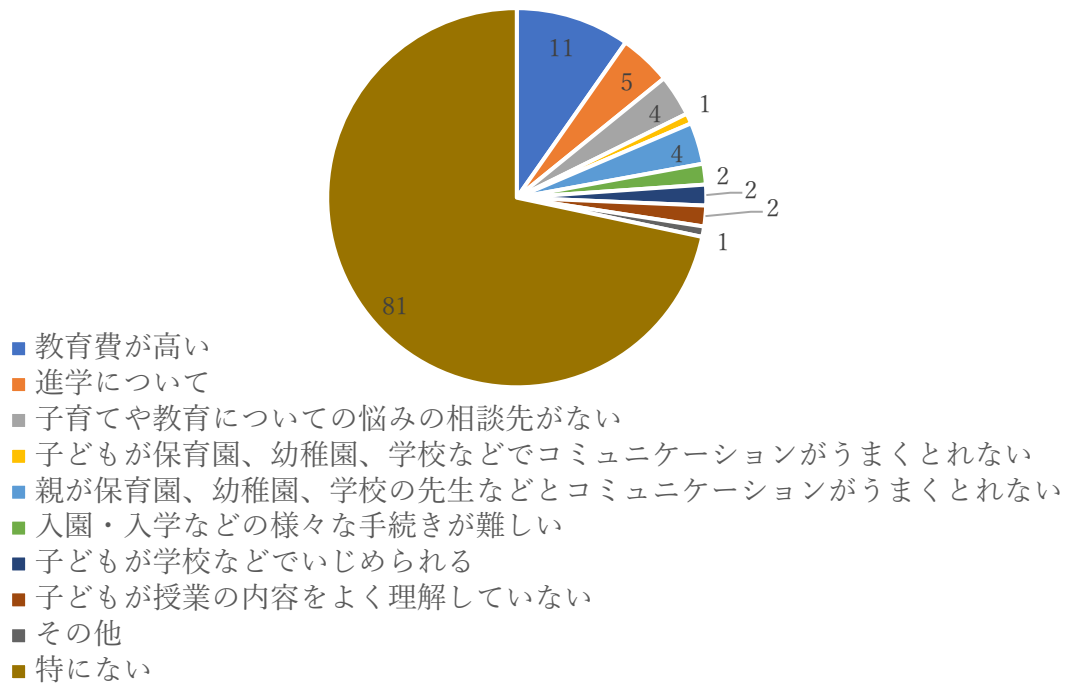
日頃から災害に備えるために知っておきたい情報は何か。（複数回答可）



- 災害が起きた時にどのように行動すればよいか
- 何を準備しておいたらよいか
- 避難場所や避難経路
- 緊急時の問い合わせ先
- 地域の過去の災害事例
- 地域の防災に関する情報
- その他
- 特になし

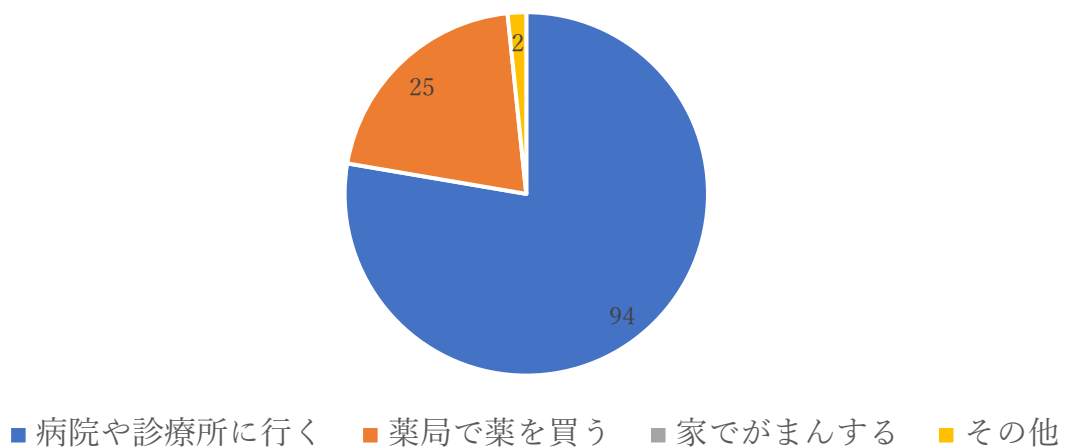
⇒これらの情報は全て知っておきたい情報です。どのようにして広めるかが課題です。

日本での子育てや子どもの教育について、困ったことや心配なことは何ですか。（複数回答可）



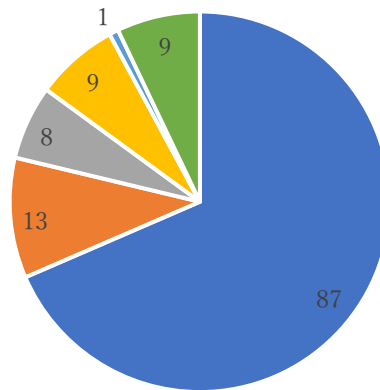
⇒未回答(子どもがいないなど)がほとんどですが、今後、特定技能2号で永住者が増えると様々な悩みが出てくると考えられます。

けがや病気をした時どうしていますか。（複数回答可）



⇒医師の診断を受ける方が78%です。薬局の薬で対応している場合もありますが、病気やケガの程度で判断していると考えています。

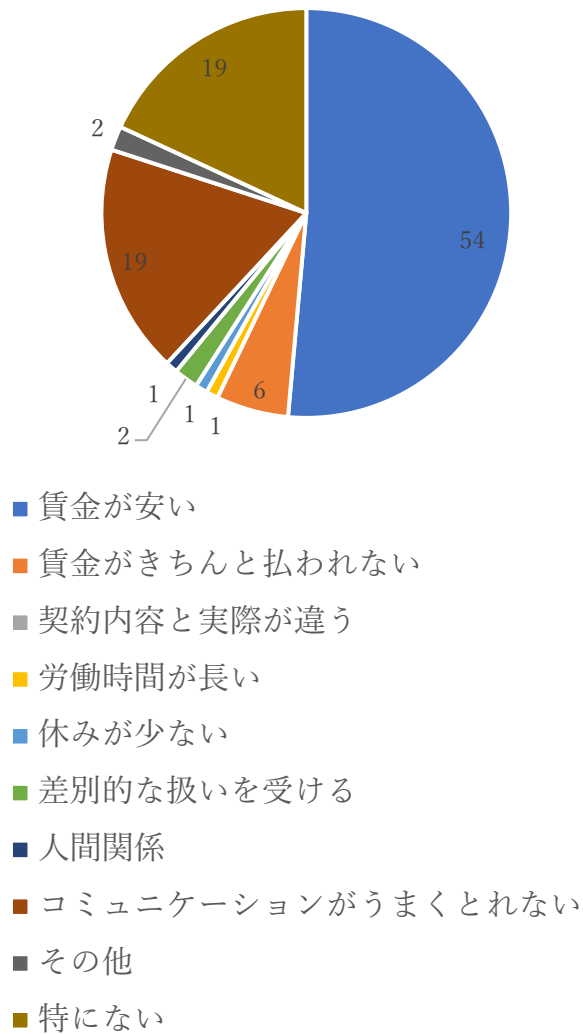
病院に行くとき困ることは何ですか。（複数回答可）



- 言葉が通じないため医師に症状が伝わりにくい
- 病院の探し方が分からない
- 医療費が高い
- 受付から支払までの流れが分かりにくい
- その他
- 特にない

⇒医師の診断を受けるときに、コミュニケーションが取れるか取れないかは重要な問題です。今後の重要な課題だと考えています。

現在の仕事（職場）で不満に思うことは何ですか。
(複数回答可)



⇒不満の多くは賃金です。その他、言葉が通じにくいのも問題になっているようです。

■ あなたが一番困っていることを具体的に書いてください。(例：病院へ行く度にお腹がとても痛いのに、先生は大丈夫という。日本語で説明できないため、不安になる。)

- ① 日本語が話せない
- ② 病気の説明ができない
- ③ 喉が痛いときに、先生に診断を受けてもらったが、ちゃんとみてもらわなかった。
- ④ 救急の場合、どうしたらいいのか、知らない。

■ 自由意見

- ① 日本語を勉強したい
- ② 日本の文化について勉強したい
- ③ 今の所は良い
- ④ 日本語の会話授業の教室を増やしてほしい
- ⑤ アルバイトをしたい。仕事の給料は低いから

第5章外国人へのサービスの実態と問題点について

5-1 日本語教室について

現在、西条市では本協会が助成している団体が5団体ある。

(資料別添)

アンケート結果にもあるように、外国人の日本語教室への要望は多い。また、監理団体への聞き取りでも、日本語教室への要望は多い。ただし、小松地区のみ教室が開催されておらず空白地となっている。今後、小松地区での開催について、各先生方と協議していきたい。

5-2 相談窓口について

本協会では、令和4年7月1日に外国人相談窓口を開設した。

(チラシ添付)

相談受付は、月曜日から金曜日の勤務時間中であるが、相談の結果、土日に対応する案件は土日にも対応している。

昨年度の主な相談内容は別添、相談内容一覧のとおりある。技能実習生の深刻な相談はなかったが、松山にある、外国人技能実習機構（監理団体を統括している機構）が開設している相談窓口には労働条件に関する苦情がほぼ毎日寄せられているそうである。

5-3 防災情報など生活に関する情報について

西条市では多言語生活ガイド冊子「さいじょう生活ガイド」を作成している。

西条市のホームページや本協会のメルマガでも紹介している。

冊子には、消防救急への電話のかけ方からゴミの分け方・出し方をはじめ、市内での生活に必要な情報がまとめられている。困ったときに連絡するところがすぐにわかる生活ガイドブックである。西条市のHPよりダウンロードでき、市内外国人に活用されている。

○やさしい日本語：<https://www.city.saijo.ehime.jp/uploaded/attachment/45478.pdf>

○英語：<https://www.city.saijo.ehime.jp/uploaded/attachment/45447.pdf>

○中国語：<https://www.city.saijo.ehime.jp/uploaded/attachment/45449.pdf>

○ベトナム語：<https://www.city.saijo.ehime.jp/uploaded/attachment/45477.pdf>

なお、ごみの出し方については、今年度4月にスペイン語、ポルトガル語も追加されている。

5-4 本国から呼び寄せた子の日本語教育について

特定技能2号の拡充によって、今後、外国人の永住者が増加するものと考えられる。その場合、本国から配偶者や子を日本に呼び寄せることになる。幼少期、小学生低学年、小学生高学年、中学生、高校生など、各年代によって、対応する必要があると考えられる。西条市には西条小学校に外国人子女のためのクラスがあるが、西の地域にはない。教育委員会は早急にこの問題に対応する必要があると考えている。

5-5 外国人技能実習機構からの要望について

昨年度から中国語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、英語、カンボジア語、ミャンマー語による、技能実習生対象の相談窓口を設置したが、一日2件程度の相談が寄せられている。西条市国際交流協会も相談窓口を設置しているが、今後も協力関係を維持していきたい。

5-6 監理団体・特定技能登録支援機構からの要望、提案について

・市内S社 技能実習生は気軽に行ける日本語教室はだが、小松エリアには日本語教室がない。適当な先生がいたら、小松公民館等で開催して欲しい。

・新居浜市医療系管理団体 外国人は日本文化に興味がある。気軽に参加できるイベントを開催して欲しい。

表1 (就労資格)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表 (就労資格、上陸許可基準の適用あり)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間	
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動	ポイント制による高度人材	5年
		ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		
		ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動	イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動		無期限
ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動				
ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動				

		ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）	
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人 法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

		する活動		
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及	法務大臣が個々に指定する期間

	前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	び小学校等の学生・生徒	(4年3月を超えない範囲)
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(二の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表の教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

入管法別表第二の上欄の在留資格(居住資格)

在留資格	本邦において有する身分または地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

外国人アンケート集計簿

国籍		年齢		在留資格	
ベトナム	98	20歳 未満	1	技能実習☒	31
中国	1	20歳～29歳	89	永住者	2
韓国		30歳～39歳	16	特別永住者	
フィリピン		40歳～49歳	2	定住者	
ブラジル		50歳～59歳	1	日本人の配偶者等	1
インドネシア	3	60歳 以上		特定活動	1
台湾(たいわん)	1	日本滞在期間		家族滞在	3
アメリカ		1年 未満	21	留学	
ミャンマー		1年以上 3年未満	61	企業内転勤	
その他	8	3年以上 5年未満	20	教育	
世帯		5年以上 10年未満	6	技術・人文知識・国際業務	50
単身	88	10年以上	1	特定技能	13
夫婦	22			その他	10

普段の生活で困っていることや、不安なこと (複数回答可)		日常生活で困った時、どのように解決していますか。 (複数回答可)		生活に必要な情報を何から得ていますか。 (複数回答可)	
言葉に関すること	37	日本人の友人・知人に相談する	58	日本人の友人・知人☒	66
医療のこと	7	日本人以外の友人・知人に相談する	15	日本人以外の友人・知人	13
習慣・文化の違い	16	家族に相談する	18	家族	5
仕事(職場)のこと	6	職場の同僚や上司、学校の先生などに相談する	19	職場の同僚や上司、学校の先生など	21
災害・防災のこと	4	国際交流協会に相談する	2	国際交流協会のホームページ、Facebookなど	15
ごみの出し方など生活にかかわること	3	市役所に相談する	3	市の広報誌・ホームページ	1
住居のこと		日本語教師、ボランティア団体に相談する	4	日本語教室、ボランティア団体	4
地域社会とのかかわり	5	インターネット・SNSで調べる	32	インターネット・SNS	31
子育て・教育のこと	4	その他	2	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	3
その他	3	解決方法がない	1	その他	
特にない	27			特にない	3
どのような情報の提供を充実してほしいですか。 (複数回答可)		西条市内で日本語以外の言語による情報は十分だと思いますか。		あなたが地域で参加している活動はありますか。 (複数回答可)	
外国語で相談できる窓口	84	十分である	33	お祭り・イベント	12
日本語教室	27	不十分である	36	日本語・日本文化を学ぶ活動	14
通訳・翻訳のボランティア	13	分からない	38	趣味・習い事	8
税金	15	日本人とどの程度お付き合いがありますか。		スポーツ	10
健康保険・年金制度	13	親しい日本人がいる	17	母国語や母国語の文化を紹介する活動	7
ごみ出しなどの生活ルール	4	時々話をする日本人がいる	46	その他	
医療☒	5	挨拶をする程度の日本人がいる	25	参加していない	11
防災	1	付き合いはない	21		
出産・子育て・教育	1	あなたは、日本人でないことにより、違った扱い(差別など)を感じたことがありますか。			
住居	5	はい	37		
就職や雇用	13	いいえ	70		
日本の文化・歴史☒	6				
地域で交流できるイベントや祭り	6				
公共施設について	1				
公共交通機関	3				
その他	1				
特にない	4				

日頃から災害に備えるために知っておきたい情報は何か。 (複数回答可)		けがや病気をした時どうしていますか。 (複数回答可)	
災害が起きた時にどのように行動すればよいか	62	病院や診療所に行く	94
何を準備しておいたらよいか	17	薬局で薬を買う	25
避難場所や避難経路	33	家でがまんする	
緊急時の問い合わせ先	20	その他	2
地域の過去の災害事例	10	病院に行くとき困ることは何か。(複数回答可)	
地域の防災に関する情報	7		
その他		言葉が通じないため医師に症状が伝わりにくい	87
特になし	12	病院の探し方が分からない	13
		医療費が高い	8
		受付から支払までの流れが分かりにくい	9
		その他	1
		特になし	9
日本での子育てや子どもの教育について、困ったことや心配なことは何か。(複数回答可)		現在の仕事(職場)で不満に思うことは何か。(複数回答可)	
教育費が高い	11	賃金が安い	54
進学について	5	賃金がきちんと払われない☒	6
子育てや教育についての悩みの相談先がない	4	契約内容と実際が違う☒	
子どもが保育園、幼稚園、学校などでコミュニケーションがうまくとれない	1	労働時間が長い	1
親が保育園、幼稚園、学校の先生などとコミュニケーションがうまくとれない	4	休みが少ない☒	1
入園・入学などの様々な手続きが難しい	2	差別的な扱いを受ける	2
子どもが学校などでいじめられる	2	人間関係☒	1
子どもが授業の内容をよく理解していない	2	コミュニケーションがうまくとれない	19
その他	1	その他	2
特になし	81	特になし	19

貴方が一番困っていること

1	妻の出産時に保育園に入れたいが、料金が高い
2	出産時に手伝ってくれる人がいない
3	寂しい
4	独立したいが難しい
5	食べ物について
6	物価が高くなっている
7	税金が高い
8	地域基本給与が安いのに物価が高い
9	物価生活費が高くなってきているが、給料の上がる分に対して税金の引かれる分が多いので、仕事が長ければ長くなるほど手取り金額が減る
10	医師の説明をすぐに理解することが出来ない。特に専門用語
11	インターネットで西条市の英語対応病院、歯科を探したが、信頼できる情報は見つからなかった
12	日本語で会話するのがとても難しい
13	日本語を勉強したいが、日本語教室の場所が遠い
14	病気の説明ができない
15	喉が痛い時に、先生に診断を受けてもらったが、ちゃんとみてもらわなかった
16	救急の場合、どうしたらいいのか、分からない
17	日本語が分かりません
18	日本語を勉強したい
19	病院へ行く時 症状について説明できないこと。

自由回答

1	西条にいる外国人に支援政策が増えて欲しい
2	畑を借りたい
3	日本のビジネス文化について学びたい
4	給与が上がって欲しい
5	税金が下がって欲しい
6	言語について困っている
7	日本語を勉強したい（複数）
8	日本人の友達を作りたい
9	もっとここに住んでいる人と文化を知りたい
10	もっと日本語教室を充実させて欲しい
11	日本語の会話授業の教室を増やしてほしい
12	アルバイトをしたい。仕事は給料が安いから

にほんごをまなびたいがいこくじんのみなさまへ
日本語を学びたい外国人の皆様へ



さいじょうしこくさいこうりゅうきょうかい にはんご まな がいこくじん にほんごこうざ しょうかい ばしょ じかん じぶん あ こうざ
西条市国際交流協会では、日本語を学びたい外国人のかたに、日本語講座を紹介しています。場所や時間など、自分に合った講座で日本語を勉強し、西条での生活をもっと楽しんでください。

※詳細については、ご希望の団体に直接お問い合わせください。

主催・連絡先	対象	日時	場所	形式	受講料等
西条国際交流ボランティアの会(SKV) 電話:090-7571-7333(越智) 090-2787-6996(首藤) メール: yuezhi5danjiri@gmail.com	どなたでもOK	毎週 土曜日 19:30~21:00	西条市総合福祉センター	マンツーマン	無料 ※年会費が必要です。
西条日本語勉強会 電話:0897-55-6668(谷崎)	どなたでもOK	毎週 日曜日 10:00~12:00	神拝公民館	クラスレッスン	無料 年間500円/コピー代
丹原にほんごの会 電話:090-9045-3064(遊佐) メール: tanbarajpn@yahoo.co.jp	どなたでもOK	毎週日曜日 9:00~11:00	丹原公民館	クラスレッスン ※レベル別授業 ※個別レッスンは要相談	無料 ※テキスト代は個人負担
いしづち日本語クラブ 電話:090-2787-3433(徳永) メール: tokunagaegg@gmail.com	どなたでもOK	日時は応相談	西条市総合福祉センター	マンツーマン	資料代 500円/1時間 600/1時間(17時以降・土日)
西条日本語教室(SJS) 電話:090-2895-4719(柳川)	どなたでもOK	日時は応相談	・西条公民館 ・多賀公民館(日曜日のみ)	マンツーマン 少人数グループ	無料 ※テキスト代は個人負担

とくていひえりかつどうほうじんさいじょうしこくさいこうりゅうきょうかい
特定非営利活動法人西条市国際交流協会 :0897-66-9990

さいじょうしやくしよかんこうしんこうかこくさいこうりゅうかかり
西条市役所観光振興課国際交流係 :0897-56-5151(内線2526)



がい こく じん そう だん まど ぐち

きがる
気軽に「外国人相談窓口」まで
そう だん
ご相談ください。

たと
例えば...

- しゃくしょ て つづ
●市役所の手続き
- ぜいきん ねんきん
●税金・年金
- しごと
●仕事のこと
- にほんご がくしゅう
●日本語学習
- ふくし
●福祉のこと
- ざいりゅう しかく
●在留資格



ひみつ
秘密は
まも
守ります

そう だん
相談は
むりょう
無料です

そう だん たいおう
相談に対応できる
てきせつ ところ
適切な所を
あんない
ご案内します



そう だん じかん
相談できる時間

げつ ようび きん ようび
月曜日～金曜日 9:30～17:00

ど にち しゅくじつ ねんまつ ねんし
※土・日・祝日、年末年始はおやすみです。

つう やく むりょう
通訳(無料)

つう やく ひつよう かた さいじょうし こくさい こうりゅうきょうかい もう で
通訳が必要な方は、西条市国際交流協会へお申し出ください。

つう やく たいおう げんご えいご ちゅうごくご こ
通訳対応言語は、英語・中国語・スペイン語・ベトナム語・

よやくせい
※予約制です

ポルトガル語です。その他の言語はご相談ください。

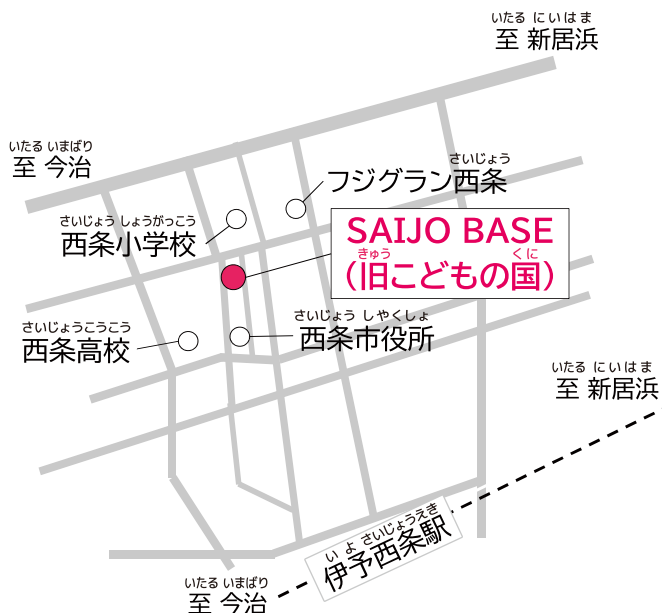
そう だん まどぐち
相談窓口 Location

とくてい ひえいり かつどう ほうじん さいじょうし こくさい こうりゅうきょうかい
特定非営利活動法人 西条市国際交流協会
Saijo International Exchange Association

〒793-0023 西条市明屋敷131-2 SAIJO BASE 2階
2F, SAIJO BASE, 131-2 Akeyashiki, Saijo-shi, 793-0023
Tel: 0897-66-9990 E-mail: info@saijo-iea.jp

さいじょうし かんこうしんこうか こくさいこうりゅうがかり
西条市観光振興課国際交流係
International Relations Section,
Tourism Promotion Division, Saijo City Hall

〒793-8601 西条市明屋敷164 西条市役所新館2階
2F, Saijo City Hall 164 Akeyashiki, Saijo-shi, 793-8601
Tel: 0897-52-1206 E-mail: kokusai@saijo-city.jp



えいご
英語

Consultation Desk for Foreigners

Please consult with us if you have any questions or problem in your daily life, such as regarding procedures at the city hall, Japanese language classes, visa, etc.

Consultation time: Mon. – Fri. (9:30 – 17:00)
Closed on Saturdays, Sundays, public holidays and (Dec 29 to Jan 3)

- All consultation will be kept confidential
- Free of charge
- We will introduce the relevant authorities in accordance to your needs

Saijo International Exchange Association (SIEA)
2F, SAIJO BASE, 131-2 Akeyashiki, Saijo City, 793-0023
TEL & FAX: 0897-66-9990
E-mail: info@saijo-iea.jp

ちゅうごくご
中国語

外国人咨询窗口

如果您在生活中遇到不明白或困扰的事, 请随便和我们咨询。

例如: 在市政府办的手续、税金、年金、工作、学日语、福利、在留资格等。

咨询时间: 周一至周五 9:30-17:00
周六、周日、节假日和年末年初是休息日。

- 我们保守秘密。
- 咨询是免费的。
- 我们给您案内适当的机关等。

特定非营利活动法人 西条市国际交流协会 (SIEA)
地址: 西条市明屋敷131-2

SAIJO BASE 2楼 邮编 793-0023

电话、传真: 0897-66-9990

邮箱: info@saijo-iea.jp

ベトナム語

Quầy tư vấn người nước ngoài

Vui lòng liên hệ với chúng tôi nếu bạn có bất kỳ thắc mắc hoặc vấn đề nào trong cuộc sống hàng ngày, chẳng hạn như thủ tục tại tòa thị chính, lớp học tiếng Nhật, visa, v.v.

Thời gian tư vấn: Thứ Hai - Thứ sáu (9:30 - 17:00)
Nghỉ thứ 7, chủ nhật, các ngày lễ tết.

- Mọi thông tin tư vấn sẽ được bảo mật
- Được tư vấn miễn phí
- Chúng tôi sẽ giới thiệu các cơ quan có liên quan phù hợp với nhu cầu của bạn

Hiệp hội giao lưu quốc tế Saijo (SIEA)
2F, SAIJO BASE, 131-2 Akeyashiki, Saijo City, 793-0023
ĐT & SỐ FAX: 0897-66-9990
E-mail: info@saijo-iea.jp

スペイン語

Mostrador de consulta para extranjeros

Consulte con nosotros si tiene alguna duda o problema en su vida diaria, como por ejemplo en relación con los trámites en el ayuntamiento, las clases de japonés, el visado, etc.

Horario de consulta: De lunes a viernes (9:30 - 17:00)
Cerrado los sábados, domingos, festivos y festivos de fin de año y año nuevo.

- Todas las consultas serán confidenciales
- Gratis
- Le presentaremos el departamento correspondiente de acuerdo a sus necesidades

Asociación de Intercambio Internacional Saijo (SIEA)
2F, SAIJO BASE, 131-2 Akeyashiki, Saijo City, 793-0023
TEL. Y FAX: 0897-66-9990
Correo electrónico: info@saijo-iea.jp

インドネシア語

Layanan Konsultasi untuk Orang Asing

Jika Anda memiliki pertanyaan atau masalah dalam kehidupan sehari-hari, jangan ragu untuk berkonsultasi dengan kami "Layanan Konsultasi Orang Asing". Misalnya mengenai tata cara pengurusan berkas di balai kota, pajak dan uang pensiun, pekerjaan, belajar bahasa Jepang, kesejahteraan, status kependudukan atau visa, dll.

Jam konsultasi: Senin hingga Jumat pukul 09:30-17:00.
Tutup pada hari Sabtu, Minggu, hari libur nasional dan libur akhir tahun dan Tahun Baru.

- Kerahasiaan terjaga.
- Konsultasi tidak dipungut biaya.
- Kami akan memandu Anda ke otoritas terkait untuk menangani masalah anda.

Asosiasi Pertukaran Internasional Saijo (SIEA)
SAIJO BASE, 131-2 Akeyashiki, Lantai 2, Kota Saijo, 793-0023
TELP & FAX: 0897-66-9990
Email: info@saijo-iea.jp

ポルトガル語

Balcão de Consulta para Estrangeiros

Consulte-nos se tiver alguma questão ou problema na sua vida cotidiana, como por exemplo em relação aos procedimentos na prefeitura municipal, aulas de língua japonesa, vistos, etc.

Horário de consulta: Seg. - Sex. (9:30 - 17:00)
Fechado aos sábados, domingos, feriados e feriados de final de ano e ano novo.

- Toda a consulta será mantida em sigilo
- Grátis
- Introduziremos o departamento relevante de acordo com as suas necessidades

Associação de Intercâmbio Internacional de Saijo (SIEA)
2F, SAIJO BASE, 131-2 Akeyashiki, Cidade de Saijo, 793-0023
TEL & FAX: 0897-66-9990
E-mail: info@saijo-iea.jp